

緑化協議や緑化地域制度等に伴う緑化基準以上の 緑化をされている皆様へ

横浜みどり税条例の施行（平成21年4月1日）に伴い、以下の条件を全て満たし、市と契約を締結した建築物の敷地に対して固定資産税・都市計画税の軽減が受けられます。

- ☑ **建築確認時の敷地面積が500㎡以上**であること。（集合住宅や企業も対象）
- ☑ **緑化協議や緑化地域制度等に伴う基準値（※1）に加え、5%以上の上乗せ**で緑化がされていること。
- ☑ 「**緑化協議**」の完了検査を終えて「**建築物緑化認定証**」を受領していること。
- ☑ 緑化部分を**10年間保全する**（※2）こと。

※1 基準値は建築物用途等によって異なります。**基準値が課されていない敷地は契約の対象外です。**

※2 認定時の緑地の状態で10年間維持して頂く契約です。原則として、緑地の形状変更や樹木の伐採、自己都合による解除はできません。

※ 契約者は、建築物の所有者または管理者となります（分譲集合住宅の場合は管理組合代表者）。

軽減内容

基準を超えた緑化部分の土地の固定資産税等課税額4分の1が軽減されます。

※屋上・壁面緑化等部分は、税の軽減対象とはなりません。（緑化率には加算されます。）

軽減期間

契約を締結した日の属する年の、翌年の1月1日を賦課期日とする年度から10年度分

参考事例

敷地面積500㎡／基準値：緑化率10% の場合

敷地全体の緑地面積：75㎡（緑化率15%）

①基準緑化部分：50㎡（10%）

②上乗せ緑化部分：25㎡（5%）

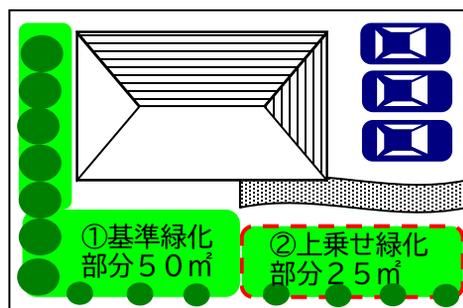
<軽減額>

上乗せ緑化部分（②25㎡）に相当する税額の4分の1

試算方法… 敷地全体の固定資産税等課税額 × (②25㎡/500㎡) × 1/4

【注1】上乗せ緑化（②）の対象は地上部のみ（屋上・壁面等は対象外）

【注2】緑地全体（75㎡）を10年間保全



【相談窓口・お問い合わせ】 ※窓口へのご相談は事前予約制です。対応時間：平日午前中

横浜市 みどり環境局 環境活動事業課 緑化担当

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎27階（JR桜木町駅、みなとみらい線馬車道駅）

E-mail: mk-ryoka@city.yokohama.lg.jp TEL: 045-671-3447 FAX: 045-550-4554